

# 令和8年度（2026年度）熊本市森林等維持管理業務委託 仕様書

## 1 業務名

令和8年度（2026年度）熊本市森林等維持管理業務委託

## 2 業務の目的

本市における森林等の適正な管理を目的として、間伐・伐採・パトロール・修繕等の維持管理を実施するもの。

## 3 履行場所

熊本市内一円

## 4 委託期間

令和8年（2026年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日まで

## 5 業務内容

### ①業務計画

- 受託者は、契約後速やかに市からの貸与資料や既存の管理状況等について照査したうえで、森林等のパトロールや整備方法、実施時期等に関する業務計画を策定するものとする。

### ②林道パトロール

- 本市が管理している林道（天福寺線（約1.70km）及び大多尾線（約1.79km））について、軽トラック等によりパトロールを実施するとともに、通行に支障のある雑草や土砂等の簡易的な処理を実施するもの。緊急的な危険等で通行規制の必要等が生じた際には、委託者に報告のうえ、通行止め等の処置を実施するものとする。実施回数は大多尾線1回、天福寺線2回程度を見込んでいるが、変更が生じた場合は委託者と協議するものとする。また、天福寺線管理区域において、自動車の通行に支障する枝条、土砂及び草木の剪定撤去作業を行うもの。実施回数は2回程度を見込んでいるが、変更が生じた場合は委託者と協議するものとする。

### ③雁回山遊歩道パトロール

- 本市が管理している森林内遊歩道（雁回山遊歩道（約4km））について、徒歩にて年2回程度の頻度でパトロールを実施するとともに、通行に支障のある雑草や枯葉等簡易的な処理、木製手すりや階段等（約300m）への防腐剤等の塗布（業務中1回程度）などを実施するもの。緊急的な危険等により通行規制の必要等が生じた際には、委託者に報告のうえ、通行止め等の処置を実施するものとする。

### ④雁回山展望所周辺における修景伐採

- 雁回山遊歩道内の展望所（2か所）について、景観を確保するための修景伐採を実施するもの。実施後は伐採実施状況について、委託者に報告すること。実施回数については宮山展望所にて2回、小城展望所にて1回程度を見込んでいるが、変更が必要となった場合には委託者と協議することとする。

## ⑤雁回山竹林の整備・管理

- 雁回山における別紙位置の竹林について、伐採や除根等の整備を行うとともに、新規繁茂した竹林の管理及び処理（年2回以上）を行うもの。

## ⑥熊本市管理民有林の間伐後育成状況の確認

- 委託者と協議のうえ、過年度に熊本市管理民有林の間伐等を行った箇所について、下層植生等の状況確認を行うもの。確認後は実施状況及び今後の対応方針について、委託者に報告することとする。実施回数については林況確認を1回、遠景による確認を1回、災害時のパトロールを1回程度見込んでいるが、変更が必要となった場合には委託者と協議することとする。

## ⑦熊本市管理民有林の間伐

- 森林経営管理制度を活用し本市にて管理を実施することとなった民有林について、間伐を実施するもの。数量は約6.32haを想定しているが、所有者との協議が整わない等により変更が必要となった場合には委託者と協議することとする。

## ⑧市有林の主伐・再造林

- 立田山地区における市有林について、対象地区（別紙参照）0.72haの皆伐を行ったのち、再造林を行うもの。受注者は施業や搬出した主伐材、原木の利用方法等について、委託者と協議のうえ、施業等を実施するものとする。

## ⑨立田山憩の森地内危険木の特殊伐採

- 立田山憩の森内における危険支障木について、特殊伐採を行うもの。位置及び数量については位置図のとおりを見込んでいるが、経時や風水害等により支障木が増減した場合には、委託者と協議するものとする。

## ⑩立田山憩の森地内遊歩道及び草地の下草刈

- 立田山憩の森内における遊歩道及び草地について、下草刈を行うもの。位置（合計20.15ha）については位置図のとおりを見込んでいるが、変更が必要となった場合には委託者と協議することとする。

## ⑪森林等維持復旧作業

- 森林や林道等において、パトロール等により発見された、人力では対応困難な転石、倒木等について、重機等を用いて処理等を実施するもの。期間中に27回程度の作業実施を見込んでいるが変更が必要となった場合には委託者と協議するものとする。

## ⑫災害時等パトロール

- 災害時等委託者の指示するタイミングにおいて、市有林、遊歩道、林道等のパトロール及び支障物の簡易的な処理等を行うもの。緊急的な危険等により通行規制の必要等が生じた際には、委託者に報告のうえ、通行止め等の処置を実施するものとする。実施回数については期間中2回程度を見込んでいるが、変更が必要となった場合には委託者と協議することとする。

## ⑬森林整備・管理情報のデータベース化

- 本業務にてパトロールや処理を実施した箇所について、GISを用いて対応状況の記録や状況写真の整理（データベース化）を行うもの。受託者は契約後速やかにデータベース化の実施計画を作成のうえ、委託者の承諾を得ることとする。対応するファイル形式等については委託者と協議を行うこととする。

## 6 作業における留意事項

本作業に従事する者は、森林施業において熟練の者とし、現場責任者の指示のもと作業を行うこと。

また、受託者は、常に安全遂行を念頭に置き、第3者に迷惑、損害等を与えないよう留意し、作業に当たること。もし、損害等を与えた場合は、直ちに申し出るとともに、受託者の負担にて補償及び復旧を行うこと。

## 7 提出書類

提出書類は、次のとおりとする。

### (1) 契約時

- ・現場責任者届
- ・着手届
- ・工程表
- ・緊急連絡届

### (2) 履行中

- ・週報
- ・履行報告書
- ・施業箇所の遠景、近景の写真及び撮影箇所の位置図

### (3) 完成書類

- ・完了届
- ・実施工程表
- ・請求書（検査合格後）

### (4) その他委託者が指示する書類

これらについては、委託者の指定した様式により遅滞なく提出しなければならない。指定の様式がない場合は受託者において様式を定め提出すること。また、CD-R等にて電子媒体での提出も併せて求める。

## 8 週報

実施計画に基づく進捗状況を週報に記録し、毎週月曜日（月曜日が祝日の場合は火曜日）に提出すること。提出方法は電子メールやFAXでも可能である。電子メールでの提出の場合、本文を記載して担当職員へ送付すること。また、FAXでの提出の場合、FAX送信票を添付して監督員へ送付すること。

## 9 安全管理

- (1) 受託者は、労働安全衛生法令に基づく措置を的確に履行することはもとより、「チエーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン（令和2年1月31日 厚生労働省労働基準局）」及び「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン（令和2年1月31日 厚生労働省労働基準局）」に基づく措置を講ずることにより、伐木等作業の安全対策を徹底すること。
- (2) 樹木の伐採及び剪定時、電線への接触に十分注意して作業すること。現場の状況に応じて電線管理者への確認及び立会等を実施すること。